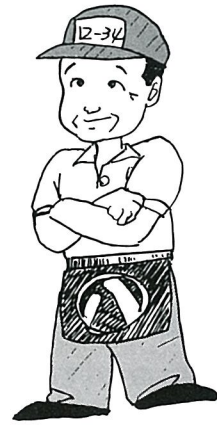


Q & A 私の年金だより

Q 50歳の自営の者ですが、厚生年金を15年掛けて退職し、現在は、国民年金には加入していません。将来年金をもらうことができますか。



A このままでは将来年金を受けることができません。

年金を受けるためには左記の期間を合計して25年以上なければなりません。せっかく掛けていた厚生年金を無駄にしないためにも、20歳から60歳まで公

的年金制度に加入する」という国民としての義務を果たすためにも国民年金に加入して保険料を納めましょう。
また、60歳になった時点で25年に満たない場合は、65歳まで任意加入することができます。
さらに、昭和30年4月1日以前生まれの方は特例的に70歳になるまでの間、年金権を得るまで加入できます。



加入の手続きは、
◎ 年金手帳
◎ 印かん
◎ 退職日のわかるもの（退職証明書等）をお持ちください。
くわしくは役場年金係まで

合わせて25年

- 国民年金納付期間
- 厚生年金加入期間
- 共済組合加入期間
- 国民年金免除期間
- 国民年金第3号期間
- 合算対象期間

合算対象期間は、昭和36年4月から夫が厚生年金や共済組合などに加入している間、または、本人が海外にいた間、任意加入していなかった期間などです。

今月は国民年金保険料納付促進月間です!!

～浄化槽は生きている～ 定期的に保守点検を!

浄化槽は、水中の微生物の働きによって汚物を分解する装置で、常に良好な状態に保つためには定期的な保守点検や清掃が必要です。

合併浄化槽の維持管理の回数（法定）

処理対象人数	20人以下	21～50人
保守点検	4ヶ月に1回以上	3ヶ月に1回以上
清掃	1年に1回以上	
法定検査	使用開始後6～8月以内に1回 その後1年に1回	

- ・法定検査は（財）千葉県浄化槽検査センターが実施します。
- ・保守点検は千葉県知事登録業者に、清掃は市町村長の許可を受けた業者に依頼してください。

10月はリサイクルの推進月間で、25日は千葉県リサイクルの日です。
資源には限りがあります。みなさんもリサイクルについて今一度考えてみましょう。
資源となるものはゴミとせず、資源収集に出しましょう。
不用品はゴミとせず、リホームをしたり、不用品交換会やバザー、フリーマーケット等

※ カン類やビン類、布、雑誌類は資源ゴミ（指定袋使用）として、毎月1回、山武郡環境衛生事業振興組合でも収集を行なっています。

に参加してみよう。
収集した資源を活用するため、再生品を積極的に利用しよう。

くみのリサイクルにご協力を